

別紙

諮問第957号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に基づき、審査請求人が行った「次年度異動がかなわなかった理由がわかる文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）が令和4年1月25日付けで行った不存在を理由とする本件非開示決定に対し、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は適正に行われたものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和4年4月22日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年6月8日に実施機関から理由説明書を、同年7月27日に審査請求人から意見書を収受し、令和5年1月31日（第232回第一部会）から同年4月26日（第234回第一部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判

断する。

## ア 実施機関の事務事業について

### (ア) 異動の認定について

東京都における教育職員の異動は、都教委が定める東京都公立学校教員の定期異動実施要綱（平成24年8月9日付24教人職第1381号。以下「異動要綱」という。）に基づき行われる。異動要綱第3において異動の基準が示されており、①現任校において引き続き3年以上勤務する者、②現任校において引き続き勤務する年数が6年に達した者、③現任校における勤務年数が3年未満の者であるが、都立学校においては校長の具申に基づき、区市町村立学校においては校長の具申及び区市町村教育委員会の内申に基づき、異動することが適当であると都教委が認めた者は、原則として異動の対象となることが規定されている。

また、異動要綱第4において、異動要綱第3における異動の基準により異動対象となる者は、「教育職員自己申告書（異動について）」に必要事項を記入して校長に提出し、校長は異動対象者について異動申告書「教育職員自己申告書（異動について）」及び「異動についての校長所見」を作成し、都立学校においては都教委に、区市町村立学校においては区市町村教育委員会に提出するものとするとしている。都立学校においては、校長が作成した異動申告書に基づき異動が決定され、区市町村立学校においては、校長が作成した異動申告書及び区市町村教育委員会が作成した異動計画案を基に、都教委が区市町村教育委員会に異動予定者を通知し、それを受けて区市町村教育委員会が作成する異動配置案に係る内申に基づいて異動を決定するとされている。

### (イ) 都教委における検討について

異動要綱第3の異動の基準に掲げられている異動対象者のうち、現任校における勤務年数が3年未満であって異動することが適当であると都教委が認めた者は、各都立学校又は各区市町村教育委員会（以下「各学校等」という。）からの検討依頼に対して都教委が可否を判断することにより決定される。その検討に係る具体的な手順等について、審査会事務局をして所管部署に確認させたところ、次のことが確認できた。

都教委では、異動要綱、提出された申告書等を基に、検討会を開催することで判断を行っている。会の開催に先立ち、地区担当管理主事（区市町村ごとに担当の管理主事を配置）が異動検討表を作成し、当該検討表には、検討対象の教育職員ごとに、職員の氏名、所属校、勤務年数などの基礎情報に加え、提出された申告書等に記載された当該職員の異動に係る事情が記載されているほか、検討結果（異動の可否を○×で記載）欄が設けられている。検討会では、人事部主任管理主事、教職員任用担当課長及び小中班管理主事で構成されるメンバーにより、異動要綱及び異動検討表に基づく検討が行われ、異動の可否が判断される。結果については、都教委から、検討依頼のあった各学校等に口頭で伝えられるが、異動の可否の結果のみであり、不可の場合も不可となった理由は示していないとのことであった。

なお、現任校における勤務年数が3年未満であるが異動希望がなされて検討を行う案件としては、例年1,000件程度あり、各案件においても必要に応じて複数回の検討を重ねるなどし、判断・決定しているとのことである。

#### イ 本件非開示決定の妥当性について

前述アを踏まえ、都教委が不存在を理由とした本件非開示決定を行ったことの妥当性について、以下のとおり検討する。

前述アのとおり、異動の検討に当たって使用する文書は、各学校等から提出された申告書等の資料に加え、当該申告書等に基づき都教委が作成した異動検討表である。審査会が見分したところ、異動検討表には検討対象者である教育職員に係る情報や検討結果のほか、申告書等に基づき記載された、当該職員の勤務状況に係る事情が記載されていることが確認できたが、異動を不可とした理由を記載する欄や理由に相当する記載については確認できなかった。所管部署に確認したところ、異動検討表において不可とした理由を記載することは、本件に限らず行っておらず、また、異動検討表のほかに検討のために作成される資料は存在しないとのことであった。さらに、検討結果を各学校等に通知する際にも、結果のみを口頭で伝えているという状況を踏まえると、検討開始から結果通知までの過程において、理由を明記した文書が作成される機会はないものと認められる。

以上のことから、審査請求人が求める「異動がかなわなかった理由がわかる文

書」は作成しておらず存在しないとする都教委の説明に、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせるに足りる特段の事情も見当たらないことから、不存在を理由とする本件非開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環